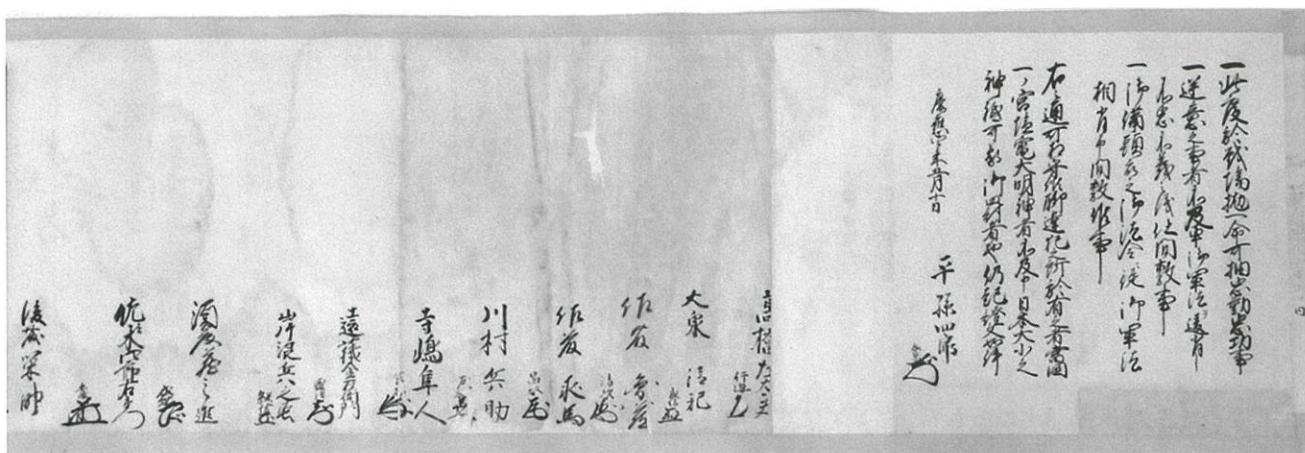


慶応四年（八六八）年三～五月（登米懷古館蔵）

一此度於我領地令才相勧易事  
一連意主者復軍山軍法事  
しも思ひ難度は向教事  
一伊備獨身之所洛金後御軍法  
相省中間教准事

平孫四郎  
吉相左六三

し、登米伊達家 戊辰戦争に際 中三百九十六名 が連判したも の。全部で五巻 あり、日付は慶 応四年（八六八）三月二十六 日、四月朔日、五月十日、十六 日、十七日とば らつきがある。



- |       |   |
|-------|---|
| 登米伊達家 | □ |
| 石越葦名家 | ● |
| 米谷高泉家 | ○ |
| 柳津布施家 | ☆ |
| 石森笠原家 | △ |
| 西郡大内家 |   |
| 佐沼亘理家 | ■ |



## 秋田口での登米市内 領主たちの戦い

秋田口の戦いに参加した市内領主は佐沼亘理家のみである。参加者は二百九十五名であった。七月十五日に佐沼を出発し、七月二六日に中新田で当主隆胤と合流した。その後、屎前から奥羽山脈を越え、境田（山形県最上町）に入る。舟形（山形県舟形町）まで西進し、北上する。八月五日に雄勝峠を越え、秋田に進軍する。

佐沼亘理家最初の戦闘は八月八日、八面（秋田県駒形町）のことだつた。負傷者三名を出すにとどまつた。北上を続け、八月十一日の横手城攻城戦で一名の戦死者を出す。角館（秋田県仙北市）攻略のため、進軍を続ける亘理隊は国見（秋田県大仙市）で秋田藩兵の攻撃を受け、七名の戦死者を出している。戦死者七名のうち二名は火葬にされ骨を送られている。六名は板見内（秋田県大仙市）の靈仙寺に葬られ、墓石が立てられている。二十九日は白岩で川を渡ろうと筏を作つてゐるところを狙撃され、二名が戦死となつた。板見内を拠点とし、各地に出兵していたが、九月十八日に引き揚げの命令が下る。

小安（秋田県湯沢市）から仙台領内に入る途中で兵糧が尽き、水のみで行軍した。文字（栗原市）を越えて沼倉を経て、岩ヶ崎で宿陣した。岩ヶ崎で隆胤らは仙台に向い、その他の家臣は若柳を経由し、九月二十四日に佐沼に到着した。



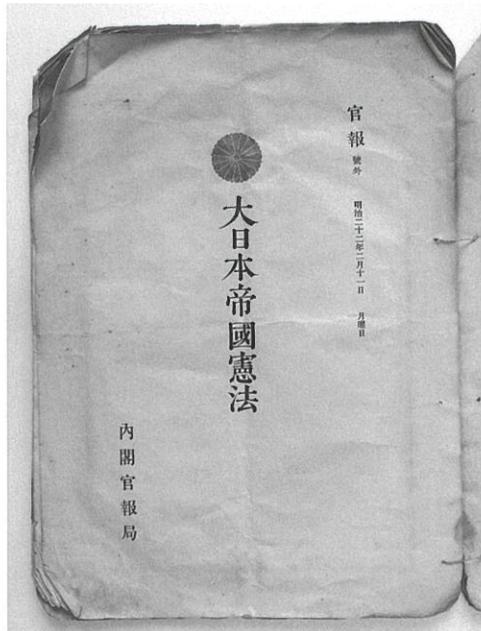
## 五

# 戦没者慰靈と 記念行事

「朝廷に逆らった『賊軍』である仙台藩には、戊辰戦争での戦死者及び処罰された関係者の慰靈は公には認められなかつた。しかし、明治五年（一八七二年七月に親戚等が弔うための質素な墓標の建設が許され、明治七年（一八七四）八月には明治政府が慰靈

を公的に許可した。それ以後、各地で慰靈碑が建てられることとなつた。明治期に登米市内に建てられた慰靈碑は四基あり、佐沼亘理家（明治七年）、登米伊達家（明治十三年）現存する招魂碑とは別の可能性がある）、米谷高泉家（明治十三年）、柳津布施家（明治十七年）である。その後、五十年・百年単位で慰靈が行われ、特に昭和四十三年（一九六八）には「明治〇〇年」とされ、「明治維新」を近代国家誕生の原点とする立場から市内各地で記念行事が行われた。

大日本帝国憲法は明治二十二年（一八八九年二月十一日）に公布され、翌年十一月二十九日に施行された日本の憲法である。あわせて出された大赦令（明治二十二年勅令第十一号）により、戊辰戦争における敗者の「罪」は消滅した。発布式の様子は数多く描かれている。下の資料は陸軍正装姿の明治天皇が憲法の勅語を読み上げている場面と考えられる。正面に内閣総理大臣黒田清隆が立ち、天皇に向かって左には洋装の皇族女性が並んでいる。



官報 大日本帝国憲法

明治二十二年（一八八九）二月十一日（館蔵）

官報  
號外  
明治二十二年二月十一日  
月曜日

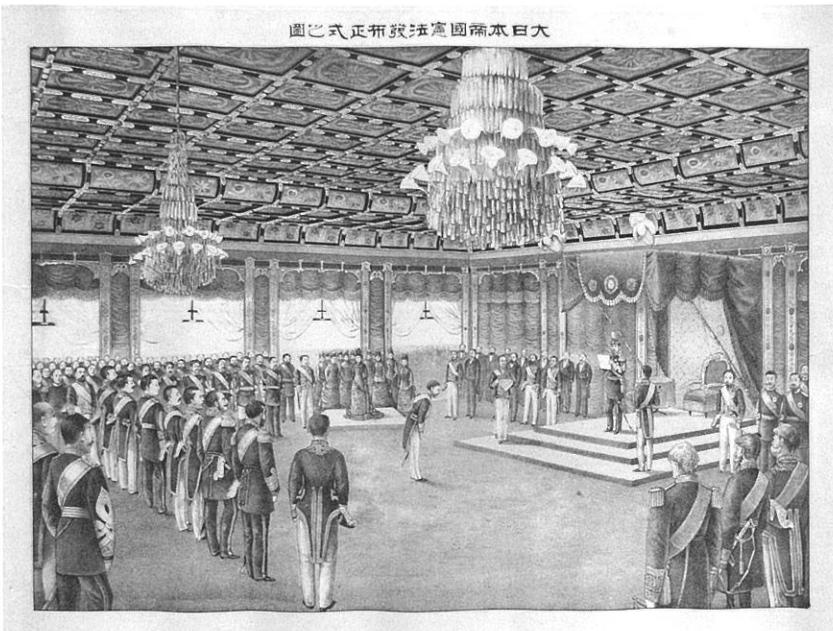
## 大日本帝國憲法

内閣官報局

大日本帝国憲法発布式圖

大日本帝国憲法発布正式之図

明治二十二年（一八八九）三月二十五日（館蔵）



大日本帝国憲法発布式圖

明治時代（登米神社）



登米招魂碑

登米神社敷地内に建つ戊辰戦争殉難者の招魂碑。表面に「登米招魂碑」、裏面に登米伊達家家中の戊辰殉難士五十七名の名前が刻まれている。ただし、そのうち1名は、西南戦争の戦死者であると指摘されている。



佐沼亘理家招魂碑

明治七年（一八七四）（佐沼城）